

不妊・不育症治療費助成事業の 通算助成回数の上限を撤廃します

問い合わせ

保健福祉部健康づくり課保健指導係

TEL027-382-1111(内線1176)

不妊・不育症治療費助成事業通算助成回数上限撤廃

不妊・不育症治療を受けている夫婦の経済的な負担を軽減するための医療費助成を行い、少子化対策を図ります

助成回数

不妊治療：通算助成回数が5回
不育治療：通算助成回数が3回



制限なし(令和6年9月1日以降)

※1年度あたりの申請回数はこれまで同様1回



不妊・不育症治療費助成事業通算助成回数上限撤廃

○対象者

不妊・不育症治療をしている夫婦で、申請する夫婦のどちらか一方が申請日の1年以上前から安中市民であること

○助成対象となる治療・助成額

医師が認めた医療保険診療および医療保険適用外治療

【不妊治療】治療費に対する自己負担額の2分の1 上限10万円

【不育治療】治療費に対する自己負担額の2分の1 上限20万円

※その他条件は市HPを参照してください

不妊・不育症治療費助成事業通算助成回数上限撤廃

○実績

不妊治療費助成事業(平成20年4月～)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
43件	48件	49件	39件	42件

不育症治療費助成事業(平成28年4月～)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1件	1件	1件	0件	0件